

くらしき作陽大学・作陽短期大学科学研究費補助金取扱要領

(趣旨)

第1条 くらしき作陽大学および作陽短期大学（以下「本学」という。）における科学研究費補助金（以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）その他法令及び本学の諸規程に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。また、他の公的研究費の取扱いについても、本要領を準用する。

(定義)

第2条 この要領において「直接経費」とは、補助金による研究の遂行に直接必要な経費をいう。

2 この要領において「間接経費」とは、補助金による研究の実施に伴う管理等に必要な経費として、本学が使用する経費をいう。

(運営・管理)

第3条 機関全体を統括し、補助金等の運営・管理について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）は、学長がこの任に当たるものとする。

2 最高管理責任者を補佐し、補助金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）は、事務局長がこの任に当たるものとする。

3 補助金の交付を受けた研究者は、その経理を統括管理責任者に委任する。

4 各学部・学科において補助金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（以下「部局責任者」という。）は、学部長、短期大学においては学科長が当たるものとする。

5 補助金等の経理に関する実質的な責任と権限を持つ者（以下「経理管理責任者」という。）は、財務担当部署の長がこの任に当たるものとする。

6 最高管理責任者は、統括管理責任者及び経理責任者が責任を持って補助金の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(権限)

第4条 最高管理責任者は、補助金等を適切に管理運営するため、統括管理責任者に対して必要に応じて改善を命じることができる。

2 統括管理責任者は、部局責任者および経理管理責任者に対して必要に応じて改善を指示することができる。また統括管理責任者は補助金等の経理事務について経理管理責任者に委任することができる。

3 部局責任者は所属教員等に対して、必要に応じて運営・管理の改善指導を行うことができる。

- 4 経理管理責任者は、補助金等の経理事務、申請事務、使用に関する企画・立案を行い、部局責任者に対して、必要に応じて運営・管理の改善指導を行うことができる。

(補助金の経理事務)

第5条 財務担当部署は、複数の研究者に交付される補助金を理事長名義の預金口座にまとめて、出納保管するものとする。

- 2 研究者は、補助金（直接経費）を支出する場合、支出証拠書類を財務担当部署に提出しなければならない。
- 3 財務担当部署は、補助金を支出する場合、決済基準に基づく決済を受けなくてはならない。機器備品等の購入手続きについては本学経理規程に定めるところによる。
- 4 補助金（直接経費）の使用については、「科学研究費補助金の使用に関する取扱要領」に準ずる。
- 5 預金等によって生じた利子は、当該補助金の目的に使用しなければならない。
- 6 補助金の収支を明らかにした証拠書類は、研究種目別および研究代表者別に整理のうえ、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管するものとする。

(機器備品、図書等の寄付)

第6条 前条第4項の規定により、機器備品、図書等の資産を取得した研究者は、直ちに本学に対し寄付の手続きをとらなければならない。

- 2 研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、その求めに応じて当該備品等を研究者に返還することとする。

(間接経費の取扱)

第7条 研究者は補助金受領後速やかに、間接経費を所属する研究機関に譲渡しなければならない。

- 2 本学は、研究者からの間接経費の譲渡を受け入れ、これに関する事務を行う。
- 3 間接経費の取扱については別途「競争的資金による間接経費取扱指針」に定める。

(不正使用防止計画の実施)

第8条 研究機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する部署（以下、「防止計画推進部署」という。）を置く。

- 2 防止計画推進部署は、教育支援室がその任に当たる。
- 3 防止計画推進部署は、不正使用防止計画の推進にあたり、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 競争的資金等の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること
 - (2) 関係部署と協力し、不正発生要因に対する改善策を講ずること
- 4 監査の結果、不正の発生が考えられる場合は、防止計画推進部署は本学倫理憲章に基づき倫理委員会に報告しなければならない。
- 5 不正使用が明らかとなった場合の当該研究者の懲戒は、本学就業規則に定めるところによる。

- 6 不正な取引に関与したことが明らかとなった場合の当該業者は、以後本学との取引を停止する。
- 7 最高管理責任者は、不正防止計画の推進に対応することを機関内外に表明するとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

(相談窓口の設置)

第 9 条 本学における競争的資金等に係る事務処理手続きに関し、明確かつ統一的な運用を図るための相談窓口を置く。

- 2 相談窓口は財務担当部署とする。
- 3 相談窓口は、本学における競争的資金に係る事務処理手続きに関する学内外からの問い合わせに誠意を持って対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(通報窓口の設置)

第 10 条 本学における研究活動等の不正行為に対して学内外からの通報に対応するために通報窓口を置く。

- 2 通報窓口は企画・改革推進室とする。
- 4 通報窓口は、本学における研究活動等の不正行為に係る学内外からの問い合わせに対応し、誠意を持って対応し、不正行為の事実確認のために関係部署とともに適切な対応に努めるものとする。

(内部監査)

第 11 条 統括管理責任者は、無作為に抽出した所定の件数を対象に補助金の執行について、毎年 10 月末までに内部監査を実施する。

- 2 内部監査は防止計画推進部署が実施することとする。
- 3 内部監査において不正行為等の事実を把握した場合には、ただちに統括管理責任者に報告することとする。

(モニタリング)

第 12 条 防止計画推進部署、通報窓口、財務担当部署、監事、及び会計監査人等が連携して、補助金等の使用に関するモニタリングを実施する等により効果的な内部監査を行うこととする。

(補 則)

第 13 条 本要領は、今後の執行状況を踏まえ、随時見直すこととする。

附 則

この要領は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。